

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、英語講師として講義やカウンセリング等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、仕事量の多さとその変動や、労働条件の変更とその強制、経営者による不当な叱責等が度重なり、同年〇月中旬から頭痛、集中力低下、易疲労感などのうつ状態が生じたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「中等症うつ病エピソード」と診断され、同年〇月〇日、D病院に転医し「大うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師作成の同年〇月〇日付け意見書及びG医師作成の同年〇月〇日付け意見書等の医学的見解を踏まえた上で、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、E医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、①平成〇年〇月〇日に請求人がパート従業員から正社員に採用されて以降、仕事量が増加し、長時間労働を強いられた、②請求人が行っている副業について、同年〇月〇日にHから、同月〇日にIから、その後も、事業場側から解雇や損害賠償を仄めかしながら、繰り返し叱責を受けた、さらに、その後、③同年〇月〇日、請求人はIから、Jが講義できない場合に代わりに講義が行えるように、休日も待機するように指示された、④同年〇月〇日、請求人はIから、請求人がKから情報を盗んでいる旨のクレームがあったとして叱責を受けたにもかかわらず、クレームがIの誤解と判明すると、今度は、請求人がKと共有している情報を事業場に提供することを求められた、⑤同月〇日、請求人はJから、単語教材作成業務について、時間外労働を行う必要があると主張しているにもかかわらず業務指示を受けた、などの不合理な取扱いを受けるという出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

(イ) 上記(ア)の①についてみると、請求人の業務内容としては、英語の講師としての講義、講義に向けた教材作成、生徒に対するカウンセリング及び月2回程度の記事原稿の作成等であるところ、主な仕事量の増加は、1回2時間15分の講義が週1回から2回に増加したことによるものであって、その他講義に付帯して作業が増加するとしても、一定程度の増加に止まるものと推認される。実際の請求人の労働時間についてみると、監督署長がタイムカード、勤務時間表等の各関係資料及び各関係者の申述等に基づいて算定した労働時間によれば、請求人の発病前おおむね6か月の間の時間外労働時間数は発病前5か月目の27時間15分が最長で45時間以上には至っていないことが認められる。

(ウ) なお、請求人は、当該監督署長算定の労働時間には、請求人が自宅で行った各業務に費やした作業時間が反映されていない旨主張しているが、決定書理由に説示するとおり、当該作業については、明確な業務命令に基づいたものではなく、客観的に評価し得る成果物の特定もなされない上、請求人の主張する自宅での作業時間と事業場における労働時間には通勤時間を勘案すると整合性に欠けるものが散見され、その信憑性は乏しいといわ

ざるを得ない。当審査会としても、改めて一件記録を精査すると、請求人は、副業に派遣講師として事業場とほぼ同程度の講義を行っており、更には、事業場と競合する英語学校（以下「独自事業」という。）を立ち上げ、独自事業向けの会員サイトを設ける等の活動をしていることが認められるものであり、とりわけ、当該独自事業の事業活動に当たっては、その準備行為を含めて、相当程度の作業時間を要するものと推認され、請求人が自宅で行ったとする作業時間は事業場に係る労働時間であったとする請求人の主張を首肯することはできない。

また、仮に、自宅で行った作業時間に一定程度、事業場に係る労働時間が含まれていたとしても、持ち帰り残業は、事業場での業務と比較して、精神的緊張、拘束性などは低いことから、持ち帰り残業に費やした時間をそのまま労働時間として評価することは適切ではなく、当審査会としても、本件疾病の業務起因性を判断する上で、これを負荷要因としては考慮し得ても、過重な業務に従事していたとまでは認め難いものと判断する。

したがって、当審査会としては、請求人の主張する出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが相当であるものの、その程度及び内容についてみると、請求人が正社員となって以降、仕事内容・仕事量に大きな変化が生じたとは認められず、その心理的負荷の総合評価を「弱」であるとした審査官の決定は妥当であるものと判断する。

(エ) 上記（ア）の②から⑤までの出来事についてみると、請求人が事業場と競合する独自事業を行っていることを、事業場スタッフが、偶然、当該独自事業の会員サイトを発見して、明らかになったことを端緒として請求人と上司の間で意見や感情的なすれ違いが生じたことに起因して発生したトラブルとみるのが相当である。

この独自事業を行うことについて、請求人は、要旨、「Ⅰは、請求人に対して副業を許可しており、その業務内容としては競業に当たる英語講師の仕事を含めた許可であった。」と主張しているところ、この点、Ⅱは、要旨、「副業は、請求人が正社員になる際、それまで掛け持ちで行っていた事業場以外の仕事は契約更新を行わず、事業場の仕事に専念し得るまで

の一時的な取扱いとして認められたものである。事業場と競合するような事業を行うことは認められない。」と述べており、I及びHも同旨を述べ、請求人の主張を否定している。

当審査会としても、改めて各関係者の申述を始め一件記録を精査すると、Iらが、請求人に対し事業場と競合する独自事業を行うことについての指導を行っていたことは認められるが、それが請求人に対して怒鳴るなどの激しい対応であったという事実は確認できなかった。

したがって、請求人が主張する上記(ア)の②から⑤までの各出来事は、請求人が独自事業を行っていることに関して上司等と生じた一連のトラブルと認められるところであり、これらをひとつの出来事として認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることが相当であるものの、決定書理由に説示するとおり、これらは請求人とIらとの間で、意見や受け取り方の相違から生じた出来事にとらえられ、強い口調や人格を否定するような発言は無く、対外的な支障も発生しておらず、業務をめぐる方針等において、周囲から客観的に認識されるような大きな対立には至らず、その後の業務に大きな支障を来した事実も認められないものであることから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価を「中」であるとした審査官の決定は妥当であるものと判断する。

(オ) なお、請求人は、本件公開審理において、監督署長及び審査官は事業場関係者の発言を鵜呑みにした不公正な判断をしているとして、片寄らない公正な審査を希望する旨主張しているが、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を判断しており、本件についても、上記事業場関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

(4) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき程の事項は認められない。

(5) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が1つ、「中」の出来事が1つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認めら

れない。

また、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。